

特別会計予算を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 小林菊三君登壇)

○厚生委員長(小林菊三君) 審査報告を申し上げます。

議案審査報告書、議案第十四号昭和五十二年度福生市国民健康保険特別会計予算、審査報告書の朗読は省略させていただきます。本案の補足説明を申し上げます。

(議案審査報告書朗読省略) 別添参照

本案審議に先立ちまして、担当課長より説明を求めました。

歳入において、国民健康保険料は支出総額から国庫支出金、都支出金、一般会計からの繰入金と差し引いた残りを計上したもので、三〇%から三五%程度の引き上げ幅を見込んでおり、国庫支出金の療養給付費負担金は総医療費の四〇%ということであり、交付率九八%を見て計上し、一般会計からの繰入金は前年度より一千万円増の三千五百万円を計上しております。

歳出において、保険給付費の療養給付費は前年度より三三%程度の増、高額療養費については九百八十四人分を見込んでおります等の説明があり、質疑に入りました。

した。

委員より、一般会計からの繰入金の増額について、又、料率改正をしないためには幾ら必要か、助産費補助金の割合について、保険料の徴収について、医療費の将来に対する展望について、最高限度額引き上げの経費について、老人医療の経費について等の質疑がありました。

これらに対して、繰入金については、低成長経済の現在、他市でも国保会計への繰り入れについて見直しを行っており、当市でも市民の三分の一の加入率なので、市の一般会計からの繰出金と国保の被保険者の負担の増が大体見合うような率で、一方針である。又、料率改正をしないためには八千九百七十六万円の繰り入れが必要である。助産費は、国、都、市が三分の一ずつの補助である。徴収については、保険料全体の三二%程度を徴収員に願っており、全体の徴収率は現年度分が約九五%である。医療費については、文化水準の向上につれて医者にかかるといふ欠陥が出ており医療制度利用の点についてむしろ反省の時期に来てゐると思う。最高限度額引き上げについては、三月に地方税法が国会を通過すれば九月の定例会で条例改正をお願いするようになると思う。老人医療費は保険者負担分の二〇%で、本年度は一億二千五百万円程度であるとの答弁

がありました。

又、国保の会計については、国の医療体制を根本的に改革しなければなりません。苦しくなることは目に見えており、この点、各自治体が団結して国に対して強く要望してほしいとの意見もありました。

その後お諮りいたしましたところ、御異議がありましたので起立により採決をした結果、賛成多数で原案を可決した次第であります。

何とぞ当委員会の決定どおり御可決くださいますようお願い申し上げます、補足説明いたします。

○議長（貫井喜代次君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君） 以上で質疑を終わります。

この際討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。
一番原敏子君。

（一番原 敏子君登壇）

○一番（原 敏子君） 議案第十四号昭和五十二年度福生市国民健康保険特別会計予算について反対討論を行います。

本来、国民皆保険制度が発足してゐるわが国の場合、その現状はともかく、たてまえとしてはすべての国民がいつでも、どこでも、病気にかかったときは適切な医療を受けることができる制度として医療保険が進められており、国民はこれに加入することを強制されているのです。ですから、保険財政が逼迫した場合でも保険料負担を増大させる方向でなく、国の責任で国庫負担を思い切つてふやし、国保の医療給付の改善、国保財政の安定を図るべきだと私は考えます。

ところが、当五十二年度予算では、一般会計からの繰入金金は三千五百万円となっており、このままでは年度途中で保険料の値上げを行わなければ運営できない予算となつております。国保の会計は五十一年度二二%、五十一年度二一九%と引き上げられ、当予算はこのままでは三〇%前後の値上げが予定されます。五十一年度の二十六市の繰り入れ状況は一人当たり福生市が一千五百六十三円に對して、多摩市六千九百七十円となつています。そして五十一年度の二十六市の平均繰入金金は六千二百二十五万七千円、一人

当たり二千三百三円となっています。

このように、福生市においても一般会計からの繰入金の増額は、財政的に見ても可能なものにもかかわらず、それを実施せずに安易に保険料の値上げで国保会計を運営しようとする、この昭和五十二年度の福生市国民健康保険特別会計予算に反対するものです。

以上簡単ではありますが、私の反対討論といたします。

○議長(貫井喜代次君) 次に賛成者十六番小堺仁七君。

(十六番 小堺仁七君登壇)

○十六番(小堺仁七君) お許しをいただきまして、議案第十四号昭和五十二年度福生市国民健康保険特別会計予算案に対して賛成討論を申し上げます。詳細につきましては先ほど委員長が報告されたとおりでありますので、よろしく願いいたします。

最近の景気の亢進化、地方自治体の所得の伸び悩みにより、五十二年度の保険料の自然増収が大幅に期待できない状況でありますことは御承知のとおりであります。

国保の加入者は老人、低所得者等が多いので、医療費の中には老人の占める割合は二〇％に達しております。国保財政はますます苦しくなることは火を見るより明らかで

あります。

保険者である理事者はあらゆる機会をとらえて、補助金の増額並びに国保行政の抜本改正を国及び関係方面に働きかけるべきであるとの意見も多く出されております。ちなみに、五十二年度の国保料金が一人当たりの金額も市民税のうち

個人課税分に等しい一万六千円弱にろううかと思われれます。昨年に引き続きまして

最高限度額を十五万円を十七万円に引き上げることであり、又、苦しい一般会計の中からも、議会、理事者の負担によりまして前年度より四〇％増の三千五百万円の繰り入れをいただいております。市民の三分の一の加入者である国保会計にこれ以

上の繰り入れは無理であろうと、国保運営協議会被保険者代表の委員からも賛成をいただいております。にもかかわらず、反対者の方々は繰入金が少ないと申し

ておりますが、当市は二十六市中でも、富裕の市は別といたしまして、他市から見ても上位にランクされ、本年も一人当たり二千百数円にろううかとも思われれます。市税収入の一・八％以上ということは国保加入者以外の三分の二の市民がおられることを忘れておるのではないかと思われれます。又、歳入を考えない議論ではないかとも思われ

れます。そのような見地から本案については賛成をするものであります。

以上をもって私の賛成討論とさせていただきます。(拍手)
○議長(貫井喜代次君) 以上で討論を終わります。

これより議案第十四号について起立により採決いたします。

本案について、委員会審査報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(貫井喜代次君) 起立多数であります。 よって議案第十四号は委員会審査報告どおり可決されました。

○議長(貫井喜代次君)

次に日程第十三議案第十五号昭和五十二年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計予算を議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いいたします。

(建設委員長 宇佐美良時君登壇)

○建設委員長(宇佐美良時君) 審査報告をいたします。

なお審査報告書の朗読については、お手元のとおりでありますので省略をいたします。

(議案審査報告書朗読省略) 別添参照

昭和五十二年年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計予算、まず理事者の説明より、歳入においては加美平の保留地一千平方メートルの処分金、一般会計からの加美平分と東口分の繰入金、又、多摩河原換地精算徴収金等であり、歳出においては職員六名分の人件費や経常的経費、加美平地区や福生駅東口地区事業における新都市建設公社に対する委託料や、家屋、建物、工作物の移転補償料、多摩河原精算交付金等で歳入歳出をそれぞれ二億一千九百九十三万九千円と定めようとするものであるとの説明があり、質疑においては、事業委託料については新都市建設公社との委託契約書には竣工時点に市側が立ち合って検査をするようになってゐるのか、加美平地区の現道補修工事は区画整理前の道路かという質疑がありました。

これに対して、理事者より、委託料は国の建設省の技術者の単価等を基準にして、それに事業における必要な事務量を掛け算出している。委託契約の件は業務委託契約中に検査及び引き渡し時期、ということはあるが、特に立ち会いについてはうたっていない。しかし、現実的には市が立ち合っている。現道補修の件は区画整理でつくった青梅線際で、羽村寄りの道路でU字溝の入れかえであるという答弁があり、なお要望と

して、新都市建設公社の工事がござるので委託契約内に検査をする旨をうたってもらいた、という発言があり、これに対して理事者から、現実には立ち会いをしていゐるわけであるが、その点理事者会において申し入れをするという発言がありました。

次いで採決をいたしましたところ、本案については全員異議なく原案どおり可決することに決定をいたしました。

○議長(貫井喜代次君) 以上で委員長長の審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○五番(森田治男君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十五号については、討論を省略し委員会報告どおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お認りいたします。

ただいま森田治男君から、本案は委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第十五号昭和五十二年

度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計予算は、委員会審査報告どおり可決されました。

○議長(貫井喜代次君) 次に日程第十四議案第十六号昭和五十二年度福生市下水道事業会計予算を議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いいたします。

(建設委員長 宇佐美良時君登壇)

○建設委員長(宇佐美良時君) 審査報告をいたします。

議案第十六号昭和五十二年度福生市下水道事業会計予算、補足をして審議

の内容を御説明申し上げます。

(議案審査報告書朗読省略) 別添参照

まず理事者より、歳入においては、国や都の下水道管渠埋設費補助金や、一般会計からの繰入金、市債として公共下水道事業債及び流域下水道事業債等であり、又、歳出においては職員十六名分の人件費、各種負担金、受益者負担金を徴収するために必要な申告書や納入通知書等の印刷代とか、流域下水道の供用開始に何らかの指定工事店の指定に伴う看板代、公共下水道の第一期事業認可分百三十一平方メートルを五十二年度中に進め、流域下水道の供用開始と同時に供用できるようにするための予算等であり、歳入歳出それぞれ九億一千八百十万円と定めようとするものであるという説明がありました。

質疑において、指定工事店の指定について、指定工事店の標示板は無料で配付するのか。武蔵野幹線が下の川へ流入する部分で、落差の関係から騒音が発生しているがこの改善について。又、下水道工事費は五億円と膨大であるが、工事発注が年度末に集中しないよう早期発注をする計画があるか。又、受益者負担金は時期がおそくなるほど高くなると思うがどうか。第二期、下水道事業計画の進捗状況

について。五十二年度の工事量は相当なものであり計画的に進めないと消化できないと思うがどうか。

このような質疑に対して、指定工事店の指定は現在安を協議中であるが、基準としては市内に店舗を有する者で、かつ排水設備技術者及び配管工が一人以上専属していること、さらに指定については試験制度をとって合格した者を指定している。指定工事店の標示板は有償か無償かは、いま検討中である。下の川の騒音の件は会計検査が終了したり、別途検討をしたい。工事発注時期の件は担当としても苦慮しているものであり、できるだけ早期着工に努力していく。受益者負担金については工事単価は年五%ぐらい上昇しており、おそくなるほど経費がかかるが、これは当初条例で議決をいただき説明してあるように、それほど金額が高くなることは避けた、ということで検討している。第二期事業認可は先日都計審で諮り、計画変更による事務を現在進めており、近くその指針を委員会等に報告できると思う。いずれにしても年内には認可事務手続きをしたいと考えている。又、五億円の工事量であるが、供用開始に間に合うかどうかははっきり申し上げられないが、極力努力していく。このような答弁があり、さらに要望として、指定工事店の標示板

については有償で行うようお願いしたいとの発言があり、次いで本案について採決をいたしました結果、当委員会としては、本案を原案どおり全員一致で可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ慎重御審議をいただき、委員会の決定どおり御可決いただきまますようお願い申し上げます。

○議長(貫井喜代次君) 以上で委員長長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○五番(森田治男君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十六号については、討論を省略し委員会報告どおり可決せんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま森田治男君から、本案は委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議

が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第十六号昭和五十二

年度福生市下水道事業会計予算は、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(貫井喜代次君) これより一時まで休憩いたします。

午前十一時五十七分 休憩

午後一時 開議

○議長(貫井喜代次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十五議案第十七号昭和五十二年度福生市受託下水道事業会計予算を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 小林菊三君登壇)

○厚生委員長(小林菊三君) 審査報告をいたします。

議案審査報告書、議案第十七号昭和五十二年度福生市受託水道事業会計予算、審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書朗読省略) 別添参照

本案の補足説明を申し上げます。

まず本案審議に先立ちまして担当所長より説明を求めました。

担当所長より、本予算案の説明に入る前に東京都の水道事業の大概について説明があり、後予算説明に入りました。

本会計予算は全額東京都からの事業収入であり、歳入においては五十一年度当初より五千五百万円の減ですが、事業内容、事業量等はほとんど変わりはありません。歳出の主なものは水道管理費の人件費、水源動力費、動力費、工事、請負費、又、建設改良費の配水管新設工事等でありますとの説明があり、質疑に入りました。

委員から、都の受託事業収入はどのような形で来るのか。福生市からの水道事業費はどのような形になっているのか。市民から徴収している水道料金額。又、市単独

で水道事業を行った場合はどうか。水道予算に対する福生市の修正権について。消火栓の型について。水道の需要量について等の発言が活発にありました。

これらに対し、都からの事業収入は各種データや昨年度の実績などによって折衝しており、都の財政状況も苦しいが、前年度に比べて市民へのサービスが低下することは絶対にない。又、当市の会計から東京都の方に二千万円ぐらい納めており、それがこの収入の中に入ってくる。徴収料金は五十二年度の予測としては四億五千万円程度

であるが、市単独で水道事業を行った場合には起債、取水費、償却費等を計算して一千八百万円程度の赤字になる。修正については予算編成の時点で福生市の方針等を都でも尊重して決めているが、理論的には修正権は当然あると思う。ただ、東京都との関係があるので現実には補正等による復活折衝のような形で努力しなければならぬと思う。消火栓は、交通が激しく事故等も多いことから、ここ数年來地上式をやめて地下式にしており、今後は地下式にかえていきたい。需要量は四十九年度から五十年度については一三%、五十年度から五十一年度は全くゼロの伸び率で、過去五年間、平均してみると約八%程度の伸びである。給水件数は五年間で六%程度の伸びである等の答弁がなされました。

又、玉川上水も老朽化しており、漏水などしていると思われるので今後改善して暗渠型式にするよう要望したかどうかとの意見に対しましては、水質汚染、事故防止等の面からも暗渠型式にしたかどうかとの要望を東京都に申し入れることにはやぶさかではない、という答弁がありました。

その後採決いたしましたところ、全員異議なく原案のとおり決定いたしました。何とぞ当委員会の決定どおり御可決くださいますようお願い申し上げます、補足説明いたします。

○議長(貫井喜代次君)

以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

以上で質疑を終わります。

○五番(森田治男君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十七号については、討論を省略し委員会報告どおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

お諮りいたします。

ただいま森田治男君から、本案は委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

御異議なしと認めます。

よって議案第十七号昭和五十二年度福生市受託水道事業会計予算は委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(貫井喜代次君)

次に日程第十六議案第十八号市道路線の認定についてを議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

(建設委員長 宇佐美良時君登壇)

○建設委員長(宇佐美良時君)

審査報告をいたします。

議案第十八号市道路線の認定について、なお審査報告書の朗読についてはお手元のとおりでありますので、省略させていただきます。

(議案審査報告書朗読省略) 別添参照
引き続きまして、補足説明を申し上げます。

本認定道路市道第一二四五号線については、当委員会開会後直ちに現地視察
を行い、つづきにその状況を見た上で審査に入りました。

審査においては、本認定道路は幅員四メートル、延長九十メートルの生活道路であり、
付近住民にとっては必要欠くべからざる道路であります。

よって当委員会といたしましては、本案を全会一致原案どおり可決すべきものと決
定した次第であります。

何とぞ委員会決定どおり御可決をいただきますようお願い申し上げます。

○議長(貫井喜代次君)

以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

以上で質疑を終わります。

○五番(森田治男君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十八号については、討論を省略し委員会報告

どおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

お諮りいたします。

ただいま森田治男君から、本案は委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議
が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

御異議なしと認めます。

よって議案第十八号市道路線
の認定については委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(貫井喜代次君)

次に日程第十七陳情第二号(仮称)市民会館および公民館の
使用料に関する陳情書を議題といたします。

本件については総務委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告をお
願いたします。

(総務委員長 田村市郎君登壇)

○総務委員長(田村市郎君)

審査報告をいたします。